

# 普通預金

はくさん信用金庫  
令和2年9月7日現在

1 . 商 品 名	普通預金
2 . 販 売 対 象	どなたでもご利用できます。(法人および個人)
3 . 期 間	期間の定めはありません。
4 . 預 入	
預 入 方 法	随時お預入れいただけます。
預 入 金 額	1円以上
預 入 単 位	1円単位
5 . 払 戻 方 法	随時払戻しできます。
6 . 利 息	
適 用 金 利	◆変動金利 毎日の最終残高について、毎日の店頭表示の利率を適用します。
計 算 方 法	付利単位を100円とし、毎日の最終残高1,000円以上について1年を365日とする日割計算
利 払 方 法	毎年2月と8月の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
7 . 税 金	◆個人のお利息には20.315%(国税15.315%・地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ◆法人は総合課税となります。
8 . 手 数 料	キャッシュカードによるお払い戻し等に当たっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます。 (詳しくは「手数料一覧表」をご覧ください)
9 . 付 加 可 能 な 特 約 事 項	◆総合口座のお取扱い 個人の方は総合口座へお預け入れになりますと、最高300万円(ただし、預入定期預金および定期積金掛金合計の額の90%以内)まで自動融資がご利用いただけます。  ◆当金庫で年金をお受取りの個人の方は、年金振込指定口座として金利優遇普通預金(愛称:ほほえみ)のお取扱いができます。別紙説明書を御覧下さい。 ◆マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は350万円まで非課税でご利用いただけます。
10 . 中 途 解 約 時 の お 取 扱 い	_____
11 . 金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。
12 . 苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	◆苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部(8:45~17:00、電話:076-233-1175)にお申し出ください。 なお、当金庫のほかに、全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517-5825)または北陸地区しんきん相談所(9:00~17:00、電話:076-261-2836)でも苦情等のお申し出を受け付けています。 ◆紛争解決措置 金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の 仲裁センター等での紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に、上記リスク管理部または各しんきん相談所にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
13 . そ の 他 参 考 事 項	◆公共料金等の自動支払および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取ができます。 ◆預金保険制度の付保対象預金です。 平成17年4月以降は決済用預金(無利息、要求払い、決済サービスを提供できることという3条件を満たす預金)に該当するものを除くすべての付保対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。